

# 新潟広域都市圏ビジョン懇談会の傍聴に関する要領

## 1 趣旨

この要領は、新潟広域都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## 2 傍聴手続き

- ① 懇談会の傍聴を希望するものは、開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券（別記様式）を受けとる。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

## 3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード又は鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帶びている者
- ④ その他懇談会を妨害又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

## 4 遵守事項

- ① 懇談会開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 事務局の指示に従うこと
- ④ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

## 5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、事務局等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、懇談会の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成28年12月26日より施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年3月28日より施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年5月1日より施行する。

### 別記様式

期日 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

### 傍聴券